

職員数や職員の給与をお知らせします

「中野区人事行政の運営等の状況に関する条例」に基づき、職員数や職員の給与などを公表します。公表内容の全文は、右記区HPか、区民活動センター、図書館、区役所1階区政資料センターにある冊子をご覧ください。

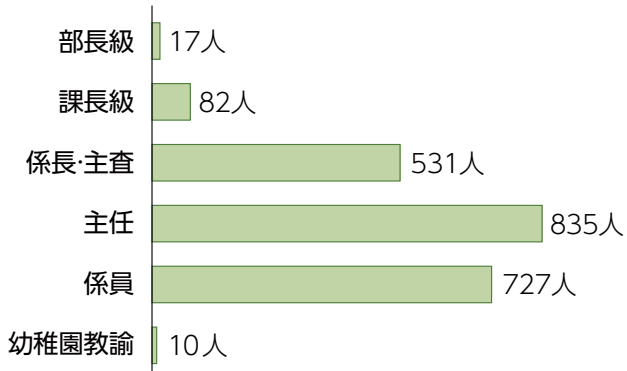


▲区HP

人事係／8階
☎(3228)8041
FAX(3228)5647

職員数の状況

①職層ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

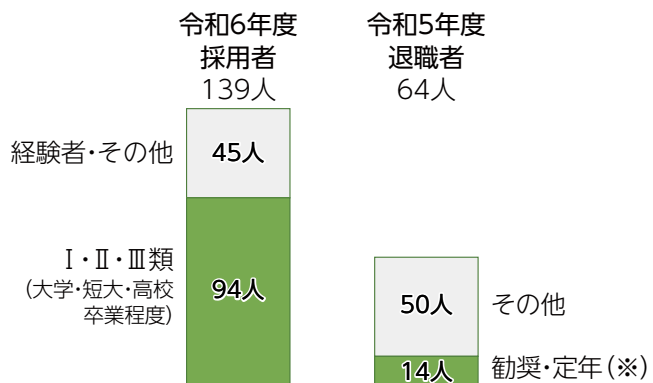


②部門別職員数(各年4月1日現在)

区分	職員数		増減
	令和6年度	令和5年度	
議会	18人	18人	0
総務・企画	479人	478人	1増
税務	74人	75人	1減
民生	764人	730人	34増
衛生	317人	327人	10減
労働	3人	3人	0
商工	22人	20人	2増
土木	281人	284人	3減
教育	131人	132人	1減
国保・介護	109人	107人	2増
合計	2,198人	2,174人	24増

☆一般職の職員の数であり、①とは数値が異なります

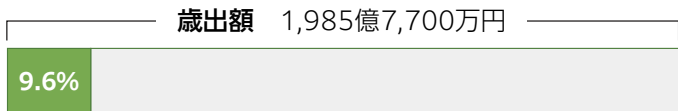
③職員採用者数・退職者数(令和6年4月1日現在)



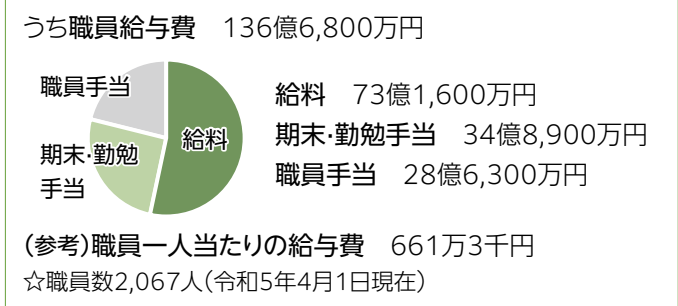
(※)定年引き上げに伴い、定年退職者は0人でした

給与の状況

①人件費・職員給与費(令和5年度普通会計決算)



人件費 191億5,800万円



☆決算額は百万円(一人当たり給与費は千円)未満四捨五入

②職員の平均年齢、平均給料・給与月額

(令和6年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
中野区	40.0歳	296,762円	427,200円
東京都	42.5歳	318,089円	458,519円
国	42.1歳	323,823円	(公表なし)

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
中野区	55.6歳	287,672円	386,967円
東京都	50.5歳	286,976円	388,004円
国	51.2歳	288,144円	(公表なし)

平均給料月額とは「職種ごとの職員の基本給の平均」、平均給与月額とは「給料月額と扶養・地域・住居・通勤・時間外勤務手当などの諸手当の合計額」のことです。

③職員の初任給、経験年数・学歴別平均給料月額

(令和6年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職
	高校卒業程度	大学卒業程度	高校卒業程度
初任給	158,100円	196,200円	153,400円
経験年数	10年	217,811円	262,005円(該当者なし)
	20年	315,227円	376,488円(該当者なし)

④職員の各種手当

期末・勤奨手当(令和5年度)

区分	支給割合		一人当たり平均支給額
	期末手当	勤奨手当	
中野区	一般職員 2.40月分(1.35月分)	2.25月分(1.10月分)	170万2千円
	管理職 2.05月分(1.175月分)	2.60月分(1.275月分)	
国	2.45月分(1.375月分)	2.05月分(0.935月分)	(公表なし)

☆カッコ内は再任用職員。勤奨手当は、勤務成績の評価に応じた支給率により支給。職務上の段階に応じた加算措置あり

退職手当(令和5年度)

区分	支給割合	一人当たり平均支給額
中野区	自己都合 39.75月分	250万円
	勲奨・定年 47.70月分	2,032万8千円
国	47.709月分	(公表なし)

☆表の支給割合は最高限度支給率。早期退職者への加算措置あり

⑤特別職の報酬等(令和6年4月1日現在)

区分	給料月額	区分	報酬月額
区長	1,254,600円	議長	901,100円
副区長	1,007,100円	副議長	763,500円
教育長	882,800円	委員長	654,200円
常勤監査委員	802,100円	副委員長	624,700円
		議員	594,800円

中野区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会の議決を経て条例で決定しています。

☆表左側の給料月額は、地域手当相当分を含んだ額です

職員の給与の決まり方

地方公務員の給与は、地方公務員法により、一般家庭の生計費、国や他の地方公共団体職員、民間企業従業員の給与などを考慮して定めることとされています。

中野区では、特別区人事委員会の勧告に基づき、条例により給与を決定しています。

特別区人事委員会

①民間企業の給与実態を調査

②給与勧告

中野区

③区議会条例の審議・議決

④給与改定

勤務時間その他の勤務条件の状況

①年次有給休暇の取得状況(令和5年中)

職員一人当たりの取得日数 16日

②その他休暇等の取得状況(令和5年度)

種類	取得人数	種類	取得人数
病気休暇	246人	育児休業	男性50人 女性77人
介護休暇	6人	部分休業	男性10人 女性55人

☆部分休業とは、育児・介護休業法に基づいた、小学校入学前の子どもの育児のために1日2時間以内で休業できる制度

分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分

職員が一定の事由によりその職務を果たせない場合に、公務能率の維持・向上を図るために行う処分です。

令和5年度は休職が47人で、免職、降任、降給は0人でした。

懲戒処分

職員が法令違反などの一定の義務違反を行った場合に、公務の規律と秩序の維持を目的として行う処分です。

令和5年度は、免職、停職、減給、戒告のいずれも0人でした。

職員を募集します



いずれも詳しくは、区HPをご覧ください▶

区職員・育児休業代替任期付職員

職種・問合せ先 保育士・保健師＝人事係／8階

☎(3228)8041 FAX(3228)5647

☆保健師は育児休業代替任期付職員の募集のみ

令和7年度の会計年度任用職員

1月16日申込期限の職種・問合せ先

要介護認定調査員＝介護認定係／3階

☎(3228)6513 FAX(3228)5620

介護給付等適正化推進員＝介護給付係／3階

☎(3228)6531 FAX(3228)5620

権利擁護支援員＝高齢者専門相談係／4階

☎(3228)8951 FAX(3228)5662

登録制(随時募集)の職種・問合せ先

一般事務補助、保健師など＝人事係／8階

☎(3228)8041 FAX(3228)5647

区立幼稚園教務補助員＝教職員係／7階

☎(3228)8861 FAX(3228)5679

☆今年度登録している方も、改めて登録が必要